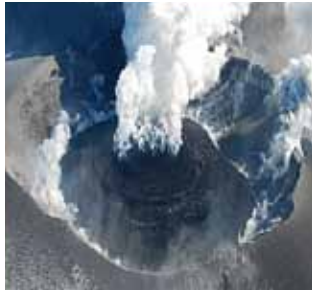


火山現象

火口(形成)

地下のマグマや火山ガスに運ばれた岩塊等が噴出する穴であり、火口ができると想定される範囲を**第1次避難対象エリア**としています。
※このエリア以外にも火口ができる可能性があります。



火砕流

高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気为一体となって斜面を流下する現象であり、その流下速度は時速数十kmから百数十kmと高速で、生命の危険性が高い火山現象です。火砕流が到達すると考えられる範囲を、**第2次避難対象エリア**としています



大きな噴石

爆発的噴火の際に放出される火山弾や岩塊等をいいます。
第2次避難対象エリアが到達範囲とされています。



※「降灰」及び「融雪型火山泥流」(火山現象)編については、別途作成予定です。

溶岩流

火口から噴出した溶岩が重力によって地表を流下する現象で溶岩の物性や噴出率等によって流れる速度や厚さは大きく変化します。

溶岩流の速度は比較的遅く、段階的な避難が可能です。噴火開始後3時間以内に溶岩流が到達する可能性のある範囲は**第2次避難対象エリア**とし、噴火前に避難していただきます。

噴火開始後3時間から24時間で到達する可能性のある**第3次避難対象エリア**と、その範囲を超えた第4次A・B避難対象エリアについては、溶岩流の流下状況に応じた範囲としています。

溶岩流は、より低い場所に向かうため尾根を越えて流れることは稀と考えられることから、富士山の山頂から延びる尾根のうち、比較的大きな17の尾根により、溶岩流の流下が想定される範囲を放射状に区分しました。

これを「ライン」とし、山頂から時計回りにライン1から17としました。

○ライン1～ライン10⇒静岡県

○ライン9～ライン17⇒山梨県

※ライン9とライン10は両県にまたがっています。



溶岩流等避難対策エリアの設定

溶岩流等の影響想定範囲は、溶岩流の最終到達範囲とし、これを第1次避難対象エリアから第4次B避難対象エリアまでの5つの避難対象エリアに区分しました。

避難対象	説明
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲(火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(3時間以内)の到達範囲
第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間-24時間)到達範囲
第4次A避難対象エリア	溶岩流(24時間-7日間)到達範囲
第4次B避難対象エリア	溶岩流(7日間-約40日間)到達範囲

溶岩流にかかる避難の基本的な考え方

噴火のおそれが生じた際、噴火するまでは火口の位置を予測するのは難しいため、全てのラインが避難対象となります。噴火後は、詳細な火口が不明の場合は、避難が必要なラインを避難対象とし、火口が特定されれば、その火口が存在するラインを避難対象とします。

例えば、ライン14の第1次避難対象エリアに火口が出現した場合、ライン14が主に避難対象となります。ただ、噴火の規模や火口の位置、噴火の仕方によっては、複数のラインが避難対象となる場合もありますので、地元市町村からの情報に注意してください。なお、避難先は、自治体からの避難勧告等に従ってください。避難は各自治会(町内会)等の単位で実施することになります。

火山の噴火に関する情報

噴火警報・噴火予報

気象庁は、平成19年12月1日の気象業務法の改正に伴い、「噴火警報」や「噴火予報」の発表を開始しました。噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表するものです。

警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報」または「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺警報)」または「噴火警報(火口周辺)」として発表されます。これら噴火警報は、報道機関、都道府県等の関係機関に通知され、直ちに住民等に周知されるとともに、必要な防災対応をとることになります。なお、噴火警報を解除する場合等は「噴火予報」が発表されます。

富士山の噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて必要となる具体的な防災対応を「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「平常」の5段階に区分したもので、住民や登山者等が防災行動を火山活動の状況や影響範囲を踏まえた分かりやすい指標として平成19年12月1日に発表が開始されました。噴火警戒レベル1は噴火予報で、噴火警戒レベル2, 3は火口周辺警報で、噴火警戒レベル4, 5は噴火警報で発表されます。なお、噴火警戒レベル4, 5の「噴火警報」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する「火山現象特別警報」に位置づけられます。

富士山の噴火警戒レベルは平成19年12月1日より運用が開始され、避難等の減災対応に利用されます。

予報警報	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。
		4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。
	火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。
噴火予報	火口内等	1(平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし。

注1)ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2)ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2~7億m³を大規模噴火、2千万~2億m³を中規模噴火、2百万~2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した場合と考えられており、今後想定を検討する。

注3)火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ(富士山火山防災協議会作成)で示された範囲を指す。

関係機関連絡先〔山梨県、身延町以外は市外局番0555〕

- 富士吉田市(富士山火山対策室) 22-1111
- 忍野村(総務課防災担当) 84-3111
- 富士河口湖町(総務課防災担当) 72-1112
- 身延町(総務課防災担当) 0556-42-2111
- 山梨県(防災危機管理課) 055-223-1432
- 西桂町(総務課防災担当) 25-2121
- 山中湖村(総務課防災担当) 62-1111
- 鳴沢村(総務課防災担当) 85-2311
- 山梨県(砂防課) 055-223-1710